

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【公表番号】特表2015-537250(P2015-537250A)

【公表日】平成27年12月24日(2015.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2015-081

【出願番号】特願2015-544097(P2015-544097)

【国際特許分類】

G 02 B 5/02 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月17日(2016.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

構造化表面を作製する方法であって、

第1電気めっきプロセスを使用して金属を電着させることによって、該金属からなる第1層を形成し、第1平均粗さを有する該第1層の第1主表面を生じさせることと、

第2電気めっきプロセスを使用して該第1主表面上に該金属を電着させることによって、該第1層の該第1主表面上に該金属からなる第2層を形成し、該第1平均粗さよりも小さい第2平均粗さを有する該第2層の第2主表面を生じさせることと、を含む、方法。

【請求項2】

光学フィルムであって、

密集構造を含む構造化主表面であって、該構造化主表面は、基準面及び該基準面に垂直な厚さ方向を画定する、構造化主表面を含み、

該構造化主表面は、直交する第1及び第2面内方向のそれぞれに関連する第1及び第2フーリエ・パワー・スペクトルによって特徴づけ得るトポグラフィーを有し、

該第1フーリエ・パワー・スペクトルが、ゼロ周波数に相当せず、かつ第1基準線を画定する2つの隣接する谷によって境界づけられる1つ以上の第1周波数ピークを含む限りにおいて、任意のそのような第1周波数ピークは、0.8未満の第1ピーク率を有し、該第1ピーク率は、該第1周波数ピークと該第1基準線との間の面積を、該第1周波数ピークの下方の面積で割った値に等しく、かつ

該第2フーリエ・パワー・スペクトルが、ゼロ周波数に相当せず、かつ第2基準線を画定する2つの隣接する谷によって境界づけられる1つ以上の第2周波数ピークを含む限りにおいて、任意のそのような第2周波数ピークは、0.8未満の第2ピーク率を有し、該第2ピーク率は、該第2周波数ピークと該第2基準線との間の面積を、該第2周波数ピークの下方の面積で割った値に等しく、

該密集構造は、該基準面における等価円直径(ECD)、及び該厚さ方向に沿う平均高さによって特徴づけられ、それぞれの構造のアスペクト比は、該構造の該平均高さを該構造の該ECDで割った値に等しく、

該構造の平均アスペクト比は、0.15未満である、光学フィルム。

【請求項3】

光学フィルムであって、

大型の第1構造及び小型の第2構造を含む構造化主表面であって、該第1及び第2構造が、共に、2つの直交する面内方向に沿うサイズにおいて制限される、構造化主表面を含み、

該第1構造は、該主表面上に不均一に配置されており、

該第2構造は、密集し、かつ該第1構造間に不均一に分散されており、

該第1構造の平均サイズは、15マイクロメートル超であり、該第2構造の平均サイズは、15マイクロメートル未満である、光学フィルム。